

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（均等割のみ課税世帯）

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高騰対策として、「住民税均等割のみ課税者」又は「住民税非課税者及び均等割のみ課税者」世帯を対象に1世帯当たり10万円を給付する方針を決定したため、神崎町においても以下のとおり給付します。

支給対象世帯	<p>令和5年12月1日時点で神崎町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分「住民税均等割のみ課税者」又は「住民税非課税者及び均等割のみ課税者」世帯</p> <p>※以下の場合は対象外となります。</p> <p>①世帯の中に、住民税が課税されている者及び住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいる世帯</p> <p>②課税者の扶養親族のみの世帯</p> <p>③租税条例による住民税の免除の適用を届け出ている世帯</p> <p>④本給付金を他自治体で受給済みの世帯</p>
給付額	1世帯当たり 10万円
申請方法	対象と思われる世帯に対し、確認書を順次郵送いたします。同封の記入例を参考に「対象要件に合致しているか」ご確認いただき、給付対象となる場合のみ必要書類を提出してください。 なお、令和5年1月2日以降町外から転入した方がいる世帯は、住民税の課税情報が把握できないため、確認書は送付されません。該当の世帯は下記の担当課までお問い合わせください。
申請期限	令和6年6月13日 [㊦] まで
問合せ	総務課企画財政係 ☎ [㊧] 2 1 1 1（9:00～17:00 / 土日・祝日、年末年始を除く）

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（こども加算）

住民税非課税世帯への給付金（7万円）及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）の対象世帯のうち、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）のお子さんがある世帯に対して1人あたり5万円を給付します。（給付準備完了後に対象世帯に通知します。）

※例外として、基準日（令和5年12月1日）の翌日以降に生まれたお子さんも対象となります。

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎[㊧] 1 6 0 3

令和6年度神崎町30歳の成人式実行委員を募集します！

令和6年2月23日に第1回神崎町30歳の成人式を開催しました。

令和6年度についても実行委員会を立ち上げ、「第2回神崎町30歳の成人式」を開催するために以下のとおり実行委員を募集します。

対象者	平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの人（神崎町出身又は在住）
活動内容	実行委員会で実施する会議（参加者で日程調整のうえ決定）に参加して、30歳の成人式の式典内容決定や準備、当日の運営など行います。
問合せ	まちづくり課地域振興係 ☎ [㊧] 2 1 1 4